

# 令和7年度 第1回理事会議案書

- 第1号議案 第1回評議員会開催の件  
第2号議案 評議員選定委員会開催の件  
第3号議案 令和6年度事業報告の件

## 報告事項

- 1 公益法人の運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査の口頭指導等の件
- 2 令和7年度会議開催計画の件

令和7年4月21日(月)

公益財団法人明日佳

## 第1号議案 第1回評議員会開催の件

令和7年度第1回評議員会は、次により開催する。

日時 令和7年6月2日(月)午後6時  
会場 プレミアムホテルツバキ「美麗華」  
内容 第1号議案 令和6年度事業報告及び決算報告の件  
第2号議案 理事及び監事の選任決議(各候補者ごとに決議)の件  
報告事項 公益法人の運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査の口頭指導等について

## 第2号議案 評議員選定委員会開催の件

### 1 評議員選考委員会を開催する件

令和7年の6月評議員会前に任期が満了する小幡朋弘評議員の再任に係る理事長が招集する評議員選定委員会を次により開催したい。

令和7年4月10日に各評議員間で評議員選考委員会への評議員としての委員を吉田一彦氏と互選された。

○評議員の選任について、当法人定款第13条において次として示されている。

- 1 評議員は、評議員選定委員会で選任する。
- 2 評議員選定委員会は、評議員(吉田一彦評議員が評議員の互選にて決定)1名、監事(水野監事)1名、事務局員(鈴木事務局長)1名、外部委員2名、計5名で構成する。本法人は
- 3 外部委員は、定款第13条第3項に該当しない者を理事会で選任する。
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会で推薦することができる。
- 5 評議員選定委員会に推薦する評議員候補者の評議員として適任と判断した理由を委員に説明する。

- ①当該候補者の経歴
- ②当該候補者の候補者とした理由
- ③当該候補者のこの法人及び役員との関係
- ④当該候補者の兼職状況

○ 評議員からの委員は、評議員の互選とすることが「評議員選定委員会設置及び運営規程」で定められていることから、評議員間の互選による手続きを、令和7年4月10日、メールにて互選をした結果、吉田一彦評議員を評議員の選定委員として互選された。

○このことから、外部委員を今回理事会で決定したのちに、令和7年5月12日(月)午前10時明日佳グループ会長室で、評議員選考委員会を開催する。

○ 委員長は、委員の互選により選任することとなっているので、委員会開催時に決定する。

3 評議員選定委員会は、令和7年5月12日(月)、明日佳グループ会議室(札幌市中央区南3条西14丁目)午前10時に開催する。

○外部委員として、前本法人評議員太田眞氏、当法人評議員選考委員会委員矢口正人氏に選任に係る決議を、本理事会で行う。

## 2 評議員選考委員会外部委員を次の2名を選任する件

評議員選考委員会外部委員2名について、1名は元当法人評議員太田眞氏、1名はこれまでも同委員会委員をお願いしてきた矢口正人氏を選任したい。

氏名	太田 眞 氏
選任の職	評議員選定委員会委員
再任・新任	再任
生年月日(西暦)	
現住所	
勤務先(元勤務先)・職名	藤女子大学文学部 元教授
左の評議員選定委員会委員の条件に該当していません。	<p>公益財団法人明日佳定款第13条第4項に基づく「評議員選定委員会設置及び運営規程」で定められている外部委員の条件</p> <p>4 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。</p> <p>(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人</p> <p>(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者</p> <p>(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む)</p>
その他	

氏名	矢口 正 人 氏
選任の職	評議員選定委員会委員
再任・新任	再任
生年月日(西暦)	
現住所	
勤務先(元勤務先)・職名	元北海道警察 警察学校伝承監理
左の評議員選定委員会委員の条件に該当していません。	<p>公益財団法人明日佳定款第13条第4項に基づく「評議員選定委員会設置及び運営規程」で定められている外部委員の条件</p> <p>4 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。</p> <p>(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人</p> <p>(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者</p> <p>(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む)</p>
その他	

### 3 新評議員候補者として小幡朋弘氏を再任推薦する件

本法人新評議員として、小幡朋弘氏を再任したい。

本法人定款13条第4項及び「評議員選定委員会設置及び運営規程」第7条で「理事会が評議員候補者を推薦する場合は、推薦内容の説明のため定められている「(1) 候補者の経歴」「(2) 候補者を候補者として推薦した理由」「(3) 候補者と財団及び財団役員等(理事、監事及び評議員)との関係」「(4) 当該候補者の兼職状況」を記載した当該候補者小幡朋弘氏の書類は、次のとおりである。

#### (1) 当該候補者の経歴

令和7年5月作成

##### 経 歴 書

氏名: 小幡 朋 弘(おばた ともひろ)  
生年月日: 1975年昭和50年10月15日(49歳)  
役職: 弁護士法人 PLAZA 総合法律事務所代表弁護士  
経歴:  
最終学歴 早稲田大学 法学部卒業  
平成16年 司法研修所第58期司法修習生  
平成17年 弁護士登録(第二東京弁護士会)  
平成20~21年 平出法律事務所(現 PLAZA 総合法律事務所)入所  
平成24年~ ムラキ株式会社(JASDAC 上場)社外監査役  
独立のうえ、弁護士法人太田・小幡総合法律事務所(現弁護士法人 PLAZA 総合法律事務所)を共同設立し、当法人の東京事務所所長として執務開始  
平成26年~令和4年 株式会社 RS テクノロジーズ(プライム上場)社外監査役  
平成28年~ 株式会社ファイバークート(プライム上場)社外監査等委員(現任)  
平成31年 当法人代表に就任(現任)

主な取扱分野: 企業法務、労働(使用者側)、事業再生、相続・民事信託

#### (2) 当該候補者を候補者とした理由

当法人評議員としての法人事務の運営に対して、幅広い識見に富む。

#### (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

当該候補者と当法人役員等の利害、取引等の関係はない。

#### (4) 当該候補者の兼職状況

株式会社ファイバークート(プライム上場)社外監査等委員

### 5 当該候補者の欠格事由状況

氏名	小幡 朋 弘 氏
選定の職	評議員
再任・新任	再任
生年月日(西暦)	
現住所	
会社名・職	弁護士法人太田・小幡総合法律事務所・東京事務所所長
左の法人法上の欠格事由に該当していない。	参考)公益法人認定法(抜粋) 第29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。 一 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

	<p>一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの</p> <p>ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）</p> <p>二 第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消の日から五年を経過しないもの</p> <p>三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの</p> <p>四 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けることができないもの</p> <p>五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの</p> <p>六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの</p>
その他	

### 第3号議案 令和6年度事業報告の件

公益財団法人明日佳の令和6年度事業報告を以下の通りいたします。

#### I 基本方針

本法人は、2016年平成28年7月25日、一般財団法人として設立し、公益目的各事業等を着実に行ってまいりました。この実績等により、2018年平成30年7月26日、北海道知事の法人第1280号指令で公益財団法人として認可されました。

本法人は、2024年令和6年度は、以下により事業を推進いたしました。

#### 1 定款第4条1のフットサル等スポーツ活動の普及

1-1 スポーツ用品の寄贈

1-2 フットサル指導員の派遣

#### 2 定款第4条2のフットサル等競技会の開催・助成

2-1 2023 第7回小野寺眞悟杯北海道特別支援学校フットサル大会  
兼第2回全国特別支援学校フットサル大会北海道地区大会の開催

#### 3 定款第4条3のフットサル等スポーツ活動の調査・研究

3-1 スポーツ活動に係る実践研究校の指定及び成果報告書の発行  
特別支援学校フットサル競技等の調査に係る研究集会の開催

## II 事業報告

令和6年度、北海道の特別支援学校は73校、5,965名の児童生徒が在籍している。道内の特別支援学校は、次のとおりである。

表1 北海道の特別支援学校 73校

視覚障がい	● 北海道札幌視覚支援学校
	● 北海道函館盲学校
	● 北海道旭川盲学校
	● 北海道帯広盲学校
聴覚障がい	● 北海道高等聾学校
	● 北海道札幌聾学校
	● 北海道函館聾学校
	● 北海道旭川聾学校
	● 北海道室蘭聾学校
	● 北海道帯広聾学校
知的障がい	● 北海道雨竜高等養護学校
	● 北海道札幌高等養護学校
	● 北海道札幌稲穂高等支援学校
	● 北海道札幌あいの里高等支援学校
	● 北海道千歳高等支援学校
	● 北海道白樺高等養護学校
	● 北海道新篠津高等養護学校
	● 北海道小樽高等支援学校
	● 北海道伊達高等養護学校
	● 北海道今金高等養護学校
	● 北海道函館五稜郭支援学校
	● 北海道函館高等支援学校
	● 北海道北斗高等支援学校
	● 北海道旭川高等支援学校
	● 北海道美深高等養護学校
	● 北海道美深高等養護学校あいべつ校
	● 北海道小平高等養護学校
	● 北海道紋別高等養護学校
	● 北海道新得高等支援学校
	● 北海道中札内高等養護学校
	● 北海道中札内高等養護学校幕別分校
	● 北海道中標津支援学校
	● 市立札幌豊明高等支援学校
	● 北海道夕張高等養護学校
	● 市立札幌みなみの杜高等支援学校
	● 日本体育大学附属高等支援学校
	● 北海道美唄養護学校
	● 北海道南幌養護学校
	● 北海道札幌養護学校
	● 北海道札幌養護学校 共栄分校
	● 北海道札幌養護学校白樺高等学院
	● 北海道星置養護学校
	● 北海道星置養護学校ほしみ高等学園
	● 北海道札幌伏見支援学校
	● 北海道札幌伏見支援学校 もなみ学園分校
	● 北海道余市養護学校
	● 北海道余市養護学校 しりべし学園分校
	● 北海道室蘭養護学校
	● 北海道苫小牧支援学校
	● 北海道平取養護学校
	● 北海道平取養護学校 静内ベテカリの園分校
	● 北海道七飯養護学校
	● 北海道七飯養護学校 おしま学園分校
	● 北海道鷹栖養護学校
	● 北海道東川養護学校
	● 北海道稚内養護学校
	● 北海道北見支援学校
	● 北海道紋別養護学校
	● 北海道紋別養護学校 ひまわり学園分校
	● 北海道帯広養護学校
	● 北海道釧路養護学校
	● 国立大学法人北海道教育大学附属特別支援学校
肢体不自由	● 北海道岩見沢高等養護学校
	● 北海道真駒内養護学校
	● 北海道拓北養護学校
	● 北海道函館養護学校
	● 北海道旭川養護学校
	● 北海道網走養護学校
	● 北海道白糠養護学校
	● 札幌市立豊成養護学校
	● 札幌市立北翔養護学校
病弱	● 北海道手稲養護学校
	● 北海道手稲養護学校三角山分校
	● 市立札幌山の手支援学校
聴覚・知的	● 北海道釧路鶴野支援学校
肢体不自由・病弱	● 北海道手稲養護学校

特別支援学級数は4,917学級、在籍児童生徒数は20,360名が小中学校の知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の各障がいの学級に在籍している。

1 定款第4条1「フットサル等スポーツ活動の普及」 1,214,865円

1-1 「スポーツ用品の寄贈」

令和6年度実績は、38校、合計1,014,865円である。

	SET	3号球		4号球		ピブス大		ピブス小		ボッチャSET		テニスボールS		ピックヘッド		ソフトモールドコーナーポイント		サポートスディック		小計	送料	合計(税込)
		数量	¥4,312	数量	¥3,168	数量	¥8,624	数量	¥8,360	数量	¥22,880	数量	¥25,850	数量	¥1,155	数量	¥11,990	数量	¥8,360			
1	北海道余市養護学校	C								1	¥22,880									¥22,880	¥1,800	¥24,680
2	北海道今金高等養護学校	F														2	¥23,980			¥23,980	¥3,800	¥27,780
3	北海道拓北養護学校	D										1	¥25,850	1	¥1,155					¥27,005	¥1,800	¥28,805
4	北海道手稲養護学校	C								1	¥22,880									¥22,880	¥1,800	¥24,680
5	北海道雨竜高等養護学校	C								1	¥22,880									¥22,880	¥1,800	¥24,680
6	北海道帯広養護学校	C								1	¥22,880									¥22,880	¥1,800	¥24,680
7	北海道札幌養護学校	A		2	¥6,336	2	¥17,248													¥23,584	¥1,800	¥25,384
8	北海道鷹栖養護学校	F														2	¥23,980			¥23,980	¥3,800	¥27,780
9	北海道中札内高等養護学校	C								1	¥22,880									¥22,880	¥1,800	¥24,680
10	北海道苫小牧支援学校	C								1	¥22,880									¥22,880	¥1,800	¥24,680
11	北海道千歳高等支援学校	D										1	¥25,850	1	¥1,155					¥27,005	¥1,800	¥28,805
12	北海道函館養護学校	B	1	¥4,312	1	¥3,168	1	¥8,624	1	¥8,360										¥24,464	¥1,800	¥26,264
13	北海道岩見沢高等養護学校	D										1	¥25,850	1	¥1,155					¥27,005	¥1,800	¥28,805
14	北海道札幌養護学校白樺高等学園	A		2	¥6,336	2	¥17,248													¥23,584	¥1,800	¥25,384
15	北海道札幌養護学校共栄分校	A		2	¥6,336	2	¥17,248													¥23,584	¥1,800	¥25,384
16	北海道札幌高等養護学校	A		2	¥6,336	2	¥17,248													¥23,584	¥1,800	¥25,384
17	北海道札幌養護学校共栄分校	D										1	¥25,850	1	¥1,155					¥27,005	¥1,800	¥28,805
18	北海道新篠津高等養護学校	D										1	¥25,850	1	¥1,155					¥27,005	¥1,800	¥28,805
19	市立札幌豊明高等支援学校	A		2	¥6,336	2	¥17,248													¥23,584	¥1,800	¥25,384
20	北海道札幌視覚支援学校	C								1	¥22,880									¥22,880	¥1,800	¥24,680
21	北海道紋別高等養護学校	D										1	¥25,850	1	¥1,155					¥27,005	¥1,800	¥28,805
22	北海道室蘭養護学校	C								1	¥22,880									¥22,880	¥1,800	¥24,680
23	北海道函館養護学校	A		2	¥6,336	2	¥17,248													¥23,584	¥1,800	¥25,384
24	北海道室蘭養護学校	D										1	¥25,850	1	¥1,155					¥27,005	¥1,800	¥28,805
25	北海道南幌養護学校	F														2	¥23,980			¥23,980	¥3,800	¥27,780
26	北海道余市養護学校しほの学園分校	B	1	¥4,312	1	¥3,168	1	¥8,624	1	¥8,360										¥24,464	¥1,800	¥26,264
27	北海道札幌稲穂高等支援学校	C								1	¥22,880									¥22,880	¥1,800	¥24,680
28	北海道白樺高等養護学校	F														2	¥23,980			¥23,980	¥3,800	¥27,780
29	北海道網走養護学校	D										1	¥25,850	1	¥1,155					¥27,005	¥1,800	¥28,805
30	北海道小平高等養護学校	D										1	¥25,850	1	¥1,155					¥27,005	¥1,800	¥28,805
31	市立札幌北翔支援学校	E															3	¥25,080		¥25,080	¥1,800	¥26,880
32	北海道手稲養護学校三角山分校	C								1	¥22,880									¥22,880	¥1,800	¥24,680
33	北海道函館高等支援学校	D										1	¥25,850	1	¥1,155					¥27,005	¥1,800	¥28,805
34	北海道平取養護学校	D										1	¥25,850	1	¥1,155					¥27,005	¥1,800	¥28,805
35	北海道旭川養護学校	D										1	¥25,850	1	¥1,155					¥27,005	¥1,800	¥28,805
36	北海道北斗高等支援学校	D										1	¥25,850	1	¥1,155					¥27,005	¥1,800	¥28,805
37	北海道札幌高等養護学校あいべつ校	A		2	¥6,336	2	¥17,248													¥23,584	¥1,800	¥25,384
38	市立札幌みなみの社高等支援学校	A		2	¥6,336	2	¥17,248													¥23,584	¥1,800	¥25,384
			2		18		18		2		10		13		13		8		3	¥938,465	¥76,400	¥1,014,865

## 1-2 フットサル指導員の派遣

令和6年度実績は、20校への指導者派遣を一般社団法人エスポラーダ北海道スポーツクラブに20万円で依頼した。特別支援学級「ちゃれんじ・ふっと・ぼーる」の派遣実施例は、下記のとおりであり、実施記録は、全て当法人ホームページ掲載している。

学校名 札幌市立共栄小学校

期日 2024年9月25日

エスポラーダ北海道の指導・支援者名 田辺 陸さん

記録者 木村 奈央

児童生徒数 12名

### 活動概要

- 腕を使ったボール運動。
- 足を使い、ボールを転がす運動から、転がしたボールを止める運動。
- ボールを蹴ってゴールにシュートをする運動。
- 2チームでのゲーム。

### 活動結果(記録者のご意見、児童生徒の感想等)

不慣れなフットサルのボールを使っただけの運動でしたが、手でのキャッチの運動から始まり、ボールに慣れてから活動が始まり、苦手意識をもたずにスタートできたことが良かったです。

指導の田辺さんが褒めてくださるので子どもたちも非常に前向きに取り組めました。

運動量が非常に多く、高学年も満足できました。授業の指導だとしてルールを設定したり「こうしたほうがよい。」と声を掛けがちだったりしてしまいますが、自由に行うことで生まれる満足感や技能の伸びがあるのだと、大変勉強になりました。こまめに水分補給を入れていただいたことも休憩になり、安心できました。

翌日の体育で同じ内容をなぞって行ったところ、慣れもあって動きがよくなっている子どもが多く、子どもたちにも「もっとうまくなりたい。」という思いが生まれているように感じました。

### 活動写真(主催者法人のホームページに掲載します)



## 2 定款第4条2「フットサル等競技会の開催・助成」 2,219,744円

第8回小野寺眞悟杯北海道特別支援学校フットサル大会は、公益財団法人日本ライオンズが主催する第2回全国特別支援学校フットサル大会福岡大会の北海道大会を兼ねて開催した。

小中高等部が併置する特別支援学校のカテゴリー1は、北海道平取養護学校と北海道星置養護学校ほしみ高等学園の2校が出場した。就労等を目指す高等部校が出場するカテゴリー2には18校、合計20校が参加した。

第1回大会からの成績は、次のとおりである。

開催年度	回数	カテゴリー別参加校数	優勝	準優勝	第3位
2017 平成29年	第1回	16校	白樺高等養護学校	高等聾学校	札幌豊明高等支援学校 韓国安東永明学校
2018 平成30年	第2回	I 5校 II 21校	平取養護学校ベテカリの園分校 新篠津高等養護学校	帯広養護学校 高等聾学校	南幌養護学校 今金高等養護学校
2019 令和元年	第3回	I 4校 II 23校	帯広養護学校 新篠津高等養護学校	平取養護学校ベテカリの園分校 今金高等養護学校	南幌養護学校 札幌あいの里高等支援学校
2020 令和2年	第4回	新型コロナウイルス拡大の為		大会の開催を中止	
2021 令和3年	第5回	新型コロナウイルス拡大の為		大会の開催を中止	
2022 令和4年	第6回	I 1校 II 14校	帯広養護学校 中札内高等養護学校	札幌あいの里高等支援学校	新篠津高等養護学校
2023 令和5年	第7回	I 1校 II 18校	星置養護学校ほしみ高等学園 市立札幌みなみの杜高等支援学校	中札内高等養護学校	高等聾学校
2024 令和6年	第8回	I 2校 II 18校	北海道平取養護学校 札幌あいの里高等支援学校	星置養護学校ほしみ高等学園 市立札幌みなみの杜高等支援学校	中札内高等養護学校

本大会の支出経費の概要は、次の通りです。

区分	合計
各学校の移動助成費・宿泊	687,862円
運営役員、審判等の謝金	767,759円
食糧費(昼食等)	616,100円
消耗品・雑費	101,515円
印刷費	46,508円
総計	2,219,744円

### 3 定款第4条3「フットサル等スポーツ活動の調査・研究」 2,155,757円

令和6年度は、5校に対して1校10万円、計50万円の研究助成を行った。「パラスポーツ研究成果報告書2024(No.8)」の発行に係る印刷・製本は、188,628円分だった。この研究紀要は、既にホームページに掲載している。また、第9回小野寺眞悟杯北海道特別支援学校フットサル大会への道内各特別支援学校の参加校数を増やすための方策等を得るため、全国特別支援学校フットサル大会各地区運営担当者による調査研究会議を令和6年11月30日、ホテルライフオーチ札幌で開催した。「校長会との連携」や「ホームページの活用」、「各学校へ巡回して校長に働きかける」等、貴重な意見等を整理することができた。このため、全国各地区担当者の旅費は1,155,079円、懇談会開催費は308,350円、雑費は4,700円であった。

次は、研究紀要の一部内容である。

特別寄稿

#### 小野寺眞悟杯北海道特別支援学校フットサル大会の歩み

公益財団法人明日佳 理事長 小野寺 眞悟



##### □ 小野寺眞悟杯の願い

公益財団法人明日佳が主催する標記大会は表1のような共催、後援等をいただく中、令和6年度で第8回大会を迎え、全国大会は第3回を数えた。

スポーツには元気、協力・協調の精神、そして向上力を養う力があることを踏まえ、障害のある子ども達がスポーツの力を糧として学校卒業後も地域の中で働き、円滑・円満で楽しく豊かな生活をしてほしいと願って本大会を開催して来た。この間、コロナ禍のため2年連続して大会は中止となったものの、コロナ明けの令和4年度には念願であった全国大会を開催するに至っている。

小野寺眞悟杯の願いは、大会共催をいただいている公益財団法人日本ライオンズの大会基本コンセプト「自立とRESPECT」（後段に記載）に具現化される。

##### <表1 大会の主催等>

主催	公益財団法人明日佳
共催	公益財団法人日本ライオンズ
後援	スポーツ庁 全国特別支援学校校長会 北海道教育委員会 江別市 江別市教育委員会
主管	札幌北の杜ライオンズクラブ エスポラーダ北海道
協力	医療法人明日佳 社会福祉法人明日佳 社会福祉法人長沼陽風会 北海道特別支援学校校長会 公益財団法人北海道サッカー協会

##### □ 競技規則

本大会で特筆されることは、競技中における選手（生徒）へのコーチングの禁止である（表2）。選手が監督やコーチの指示で試合をするのではなく、あくまで選手の自主的・自発的なプレーを期待してのことである。

##### <表2 競技規則抜粋>

②監督のみ、「交代指示及び身体等の危険・緊急時の指示」のコーチングを許可する。したがって、通常のゲーム中においては、監督及びコーチ等によるコーチングは本大会の主旨により、原則、禁止とする。

選手もこのことをよく理解しており、日頃から自主的なプレーを目指した練習に努めている。

##### □ 大会の歩みと次年度の開催概要

本論考では、過去の大会の成績を振り返り、また令和7年度の開催要項（概要）を併せて記載して、これまでの歩みとして記録に残しておくこととする。

##### （1）全国大会

公益財団法人日本ライオンズの主催で全国特別支援学校フットサル大会が令和4年度より開催された。地区予選は全国12地区で開催され、年々、参加校数が増加して来ている。

次年度は東京都で開催予定である。

第1回（令和4年）地区予選 170校

札幌市 北ガスアリーナ

第2回（令和5年）地区予選 111校

福岡市 アクシオン福岡

第3回（令和6年）地区予選 122校

名古屋市 中村スポーツセンター

第4回（令和7年）予定

東京都 東洋大学赤羽台キャンパス

##### （2）北海道地区大会

第3回全国大会では市立札幌あいの里高等支援学校が準優勝に輝いた。北海道のフットサルの高い実力が発揮してくれたものと誇りに思うところである（詳細は「論考1」を参照のこと）。

##### 【謝辞】

表1にある各機関、団体の皆様、特別支援学校職員の皆様、さらに札幌フットサル連盟の皆様には、大会運営に当たり多大なるご支援をいただいております。この場をお借りして心よりの感謝を申し上げます。

# 決算報告

## 貸借対照表 令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	1,239,917	1,041,537	198,380
仮払金			0
流動資産合計	1,239,917	1,041,537	198,380
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立資金	50,000,000	50,000,000	0
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0
(2) 特定資産			
公益目的事業引当資産	193,282	5,383,475	△ 5,190,193
特定資産合計	193,282	5,383,475	△ 5,190,193
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	50,193,282	55,383,475	△ 5,190,193
資産合計	51,433,199	56,425,012	△ 4,991,813
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払法人税等	70,000	70,000	0
未払金	209,900	16,620	193,280
預り金	8,700	3,600	5,100
2. 固定負債			
流動負債合計	288,600	90,220	198,380
負債合計	288,600	90,220	198,380
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
寄付金	50,193,282	55,383,475	△ 5,190,193
指定正味財産合計	50,193,282	55,383,475	△ 5,190,193
(うち基本財産への充当額)	( 50,000,000 )	( 50,000,000 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 193,282 )	( 5,383,475 )	( △ 5,190,193 )
2. 一般正味財産	951,317	951,317	0
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
正味財産合計	51,144,599	56,334,792	△ 5,190,193
負債及び正味財産合計	51,433,199	56,425,012	△ 4,991,813

## 正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取寄付金	8,190,193	7,633,981	556,212
受取寄付金振替額	8,190,193	7,633,981	556,212
雑収益	79,799	50,553	29,246
受取利息	29,799	553	29,246
雑収益	50,000	50,000	0
経常収益計	8,269,992	7,684,534	585,458
(2) 経常費用			
事業費	5,590,366	5,590,371	△ 5
支払助成金	3,288,626	3,681,816	△ 393,190
旅費交通費	268,180	253,780	14,400
諸謝金	467,759	250,016	217,743
食糧費	924,450	648,430	276,020
委託費	300,000	500,000	△ 200,000
表彰費	19,541	15,330	4,211
消耗品費	75,144	0	75,144
雑費	11,530	1,750	9,780
印刷費	235,136	200,079	35,057
保険料	0	39,170	△ 39,170
管理費	2,609,626	2,024,163	585,463
役員報酬	33,411	44,548	△ 11,137
給料手当	1,850,000	1,200,000	650,000
旅費交通費	160,230	177,090	△ 16,860
委託費	207,210	177,060	30,150
租税公課	1,200	4,800	△ 3,600
食糧費	113,000	182,200	△ 69,200
支払手数料	190,025	143,660	46,365
通信費	37,970	31,500	6,470
雑費	0	13,200	△ 13,200
消耗品費	8,580	50,105	△ 41,525
諸会費	8,000	0	8,000
経常費用計	8,199,992	7,614,534	585,458
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	70,000	70,000	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	70,000	70,000	0
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	951,317	951,317	0

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産期末残高	951,317	951,317	0
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
受取寄付金	3,000,000	7,000,000	△ 4,000,000
受取寄付金	3,000,000	7,000,000	△ 4,000,000
一般正味財産への振替額	△ 8,190,193	△ 7,633,981	△ 556,212
当期指定正味財産増減額	△ 5,190,193	△ 633,981	△ 4,556,212
指定正味財産期首残高	55,383,475	56,017,456	△ 633,981
指定正味財産期末残高	50,193,282	55,383,475	△ 5,190,193
III 正味財産期末残高	51,144,599	56,334,792	△ 5,190,193

**財産目録**  
令和7年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金	普通預金 北海道銀行鳥居前支店	運転資金として	1,239,917
流動資産合計				1,239,917
(固定資産)	基本財産	普通預金 北海道銀行鳥居前支店	基本財産として	50,000,000
	特定資産	公益目的事業引当資産 普通預金 北海道銀行鳥居前支店	寄付により受け入れた預金であり、公益目的事業に使用している	193,282
固定資産合計				50,193,282
資産合計				51,433,199
(流動負債)	未払法人税等	市民税、道民税	法人市民税及び法人道民税の均等割額	70,000
	未払金	交通費	公益目的事業に係る経費の未払金	209,900
	預り金	源泉所得税	公益目的事業の報酬に係る源泉所得税の預り金	8,700
流動負債合計				288,600
負債合計				288,600
正味財産				51,144,599

## 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 消費税等の会計処理  
 税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産積立資金	50,000,000	0	0	50,000,000
小 計	50,000,000	0	0	50,000,000
特定資産				
公益目的事業引当資産	5,383,475		5,190,193	193,282
小 計	5,383,475	0	5,190,193	193,282
合 計	55,383,475	0	5,190,193	50,193,282

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
基本財産積立資金	50,000,000	( 50,000,000 )	( 0 )	--
小 計	50,000,000	( 50,000,000 )	( 0 )	--
特定資産				
公益目的事業引当資産	193,282	( 193,282 )	( 0 )	--
小 計	193,282	( 193,282 )	( 0 )	--
合 計	50,193,282	( 50,193,282 )	( 0 )	--

4. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
目的達成による振替額	8,190,193
合 計	8,190,193

## 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産について、財務諸表に対する注記2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高に記載しているため、記載を省略する。

2. 引当金の明細

該当なし。



## 監査報告書

令和7年4月 // 日

公益財団法人明日佳  
理事長 小野寺 眞 悟 様

公益財団法人明日佳

監事 水 野 克 也 

私は監事として、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その方法及び結果につきまして、次のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

監事として、理事及び事務局等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席して、ことあるごとに、理事及び事務局等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

### 2 監査意見

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

## 報告事項 1

### 公益法人の運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査の口頭指導等について

令和7年(2025年)2月26日実施の道庁法人団体課による当法人の運営等に係る監査による3月21日付法人第3868号文書で是正等の指摘・指示がありました。このことを踏まえて、次により改善を図ることとして、今後、対応・改善を図る。

要改善項目	内容	改善方策
理事会設置 法人の理事 の権限	法人法では、代表理事及び業務を執行する理事として選定された理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないとされており、当法人定款において2回以上の報告を定めているが、1回しか報告していなかったため、是正すること。(法人法第91条第2項)	職務執行状況報告について、4ヶ月間以上を開けて2回以上の報告を行う。
役員の変更 届	認定法では、内閣府令で定める事項については、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならないが、これが行われていなかったため、是正すること。(認定法第13条第1項第4号及び認定法施行規則第11条第2項第1号)	公益インフォメーションへの入力を遅滞なく行う。

指導等項目	内容	改善方策
評議員会の 開催	定款では、評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催するとしているが、5月に開催していた。(定款第18条)	6月に開催する。
評議員会の 招集通知	定款では、評議員会を招集するときには、理事長は評議員会の日前1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならないとしているが、口頭で連絡していた。(定款第19条3)	1週間前までに文書にて報告する。
役員を選任	定款では、評議員会において理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行わなければならないとしており、決議の省略による書面での表決においても同様であるが、候補者全て一括表決していた。(定款第21条3)	各候補者ごとに決議を行う。
評議員会の 議事録	定款では、評議員会に出席した評議員及び理事が議事録に記名押印するとしているが、一部の出席評議員しか記名押印していなかった。(定款第22条2)	評議員会出席者全員の記名押印を行う。
評議員会の 決議の省略	法人法では、理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなすこととされているが、その決議日が不正確であった。(法人法第96条)	決議省略の文書による評議員会を今後は開催しない。
理事会の決 議の省略	法人法では、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなすこととされているが、提案者である理事長の同意書が漏れていた。(法人法第96条)	決議省略の文書による理事会を今後は開催しない。
理事会の決 議の省略	法人法では、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなすこととされているが、その決議日が不正確であった。(法人法第96条)	決議省略の文書による理事会を今後は開催しない。
理事会の議 事録	定款では出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印するとされているが、署名のみであった。(定款第36条2)	議事録には、理事長及び監事の記名押印を行う。

**報告事項 2****令和7年度会議開催計画の件**

令和7年度の各会議は、次により開催する。なお、緊急課題等については、随時、臨時の会議を開催する。

種類	期日	会場	会議概要
評議員会	6/2(月)午後6時	プレミアムホテルツバキ	令和6年度事業報告決議 理事及び監事選任決議
第1回理事会	4/21(月)午前10時	明日佳グループ会長室	評議員会の開催決議
第2回理事会	6/2(月)午後6時半	プレミアムホテルツバキ	令和7年度事業申込状況 業務執行理事報告
第3回理事会	9/1(月)午前10時	明日佳グループ会長室	令和7年度事業経過報告等
第4回理事会	11/17(月)午前10時	明日佳グループ会長室	令和7年度事業経過報告等 業務執行理事報告
第5回理事会	3/2(月)午前10時	明日佳グループ会長室	令和8年度事業計画決議
評議員選定委員会	5/12(月)午前10時	明日佳グループ会長室	評議員の選定